６－２－１－１　「個人データの管理区域外への持出しに関する上乗せ措置」は、次に掲げる事項を含まなければならない。
①　個人データの管理区域外への持出しに関する取扱者の役割・責任
②　個人データの管理区域外への持出しに関する取扱者の必要最小限の限定
③　個人データの管理区域外への持出しの対象となる個人データの必要最小限の限定
④　個人データの管理区域外への持出し時の照合及び確認手続
⑤　個人データの管理区域外への持出しに関する申請及び承認手続
⑥　機器・記録媒体等の管理手続
⑦　個人データの管理区域外への持出し状況の記録及び分析

６－２－２　利用・加工段階における取扱規程に関する技術的安全管理措置は、次に掲げる事項を含まなければならない。
①　個人データの利用者の識別及び認証
②　個人データの管理区分の設定及びアクセス制御
③　個人データへのアクセス権限の管理
④　個人データの漏えい・毀損等防止策
⑤　個人データへのアクセス記録及び分析
⑥　個人データを取り扱う情報システムの稼動状況の記録及び分析

（保管・保存段階における取扱規程）

６－３　金融分野における個人情報取扱事業者は、保管・保存段階における取扱規程において、組織的安全管理措置及び技術的安全管理措置を定めなければならない。

６－３－１　保管・保存段階における取扱規程に関する組織的安全管理措置は、次に掲げる事項を含まなければならない。
①　保管・保存に関する取扱者の役割・責任
②　保管・保存に関する取扱者の限定
③　保管・保存の対象となる個人データの限定
④　保管・保存の規程外作業に関する申請及び承認手続
⑤　機器・記録媒体等の管理手続
⑥　個人データへのアクセス制御
⑦　保管・保存状況の記録及び分析
⑧　保管・保存に関する障害発生時の対応・復旧手続

㈱　金融分野における個人情報取扱事業者は、保管・保存段階における取扱規程について、「個人データへのアクセス制御」として、次に掲げる事項を定めることが望ましい。
①　入館（室）者による不正行為の防止のための、業務実施場所及び情報システム等の設置場所の入退館（室）管理の実施
（例）入退館（室）の記録の保存
②　盗難等の防止のための措置
（例）カメラによる撮影や作業への立会い等による記録又はモニタリングの実施
（例）記録機能を持つ媒体の持込み・持出し禁止又は検査の実施
③　不正な操作を防ぐための、個人データを取り扱う端末に付与する機能の、業務上の必要性に基づく限定
（例）スマートフォン、パソコン等の記録機能を有する機器の接続の制限及び機器の更新への対応

６－３－２　保管・保存段階における取扱規程に関する技術的安全管理措置は、次に掲げる事項を含まなければならない。
①　個人データの利用者の識別及び認証
②　個人データの管理区分の設定及びアクセス制御
③　個人データへのアクセス権限の管理
④　個人データの漏えい・毀損等防止策
⑤　個人データへのアクセス記録及び分析
⑥　個人データを取り扱う情報システムの稼動状況の記録及び分析

（移送・送信段階における取扱規程）

６－４　金融分野における個人情報取扱事業者は、移送・送信段階における取扱規程において、組織的安全管理措置及び技術的安全管理措置を定めなければならない。

６－４－１　移送・送信段階における取扱規程に関する組織的安全管理措置は、次に掲げる事項を含まなければならない。
①　移送・送信に関する取扱者の役割・責任
②　移送・送信に関する取扱者の限定
③　移送・送信の対象となる個人データの限定
④　移送・送信時の照合及び確認手続
⑤　移送・送信の規程外作業に関する申請及び承認手続
⑥　個人データへのアクセス制御
⑦　移送・送信状況の記録及び分析
⑧　移送・送信に関する障害発生時の対応・復旧手続

６－４－２　移送・送信段階における取扱規程に関する技術的安全管理措置は、次に掲げる事項を含まなければならない。
①　個人データの利用者の識別及び認証
②　個人データの管理区分の設定及びアクセス制御
③　個人データへのアクセス権限の管理
④　個人データの漏えい・毀損等防止策
⑤　個人データへのアクセス記録及び分析

（消去・廃棄段階における取扱規程）

６－５　金融分野における個人情報取扱事業者は、消去・廃棄段階における取扱規程において、次に掲げる事項を定めなければならない。
①　消去・廃棄に関する取扱者の役割・責任
②　消去・廃棄に関する取扱者の限定
③　消去・廃棄時の照合及び確認手続
④　消去・廃棄の規程外作業に関する申請及び承認手続
⑤　機器・記録媒体等の管理手続
⑥　個人データへのアクセス制御
⑦　消去・廃棄状況の記録及び分析

（漏えい事案等への対応の段階における取扱規程）

６－６　金融分野における個人情報取扱事業者は、漏えい事案等への対応の段階における取扱規程において、次に掲げる事項を定めなければならない。
①　対応部署の役割・責任
②　漏えい事案等への対応に関する取扱者の限定
③　漏えい事案等への対応の規程外作業に関する申請及び承認手続
④　漏えい事案等の影響・原因等に関する調査手続
⑤　再発防止策・事後対策の検討に関する手続
⑥　自社内外への報告に関する手続
⑦　漏えい事案等への対応状況の記録及び分析